

「世田谷区中東情勢対応緊急資金融資あっせん」のご案内

【世田谷区ホームページ】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01004/33825.html>



受付期間

令和9年3月31日（水）まで

利用できる方

（①～⑦の要件をすべて満たす方）

- ① 中小企業者で、個人は世田谷区内に住所または主たる事業所、法人は本店登記所在地があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいること（バーチャルオフィスを除く）。
- ② 東京信用保証協会の保証対象業種を営み、営業上必要な許認可を取得済み、または取得すること。
- ③ 申込日までに申告・納付すべき特別区（市町村）民税と個人事業税（法人は法人都民税・法人事業税）を完納していること。
- ④ 中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響で、資金繰りに支障を生じていること。
- ⑤ 中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響で、次の（ア）（イ）のいずれかに該当していること。
（ア）申込月の前々月から申込月までの3か月間の売上高が、前年同期比20%以上減少している
（イ）申込月の前月から申込月翌月までの3か月間の売上高が、前年同期比20%以上減少している
- ⑥ 貸付を受ける資金使途が適正かつ十分な償還能力を有すること。
- ⑦ 現在かつ将来にわたり暴力団員等に該当しないこと。

融資あっせん概要

◆ 資金使途：運転 または 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の借換（※1）

（※1）世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資を受け、12か月以上元金返済を継続し、緊急融資と同一金融機関からの借入であること、及び上記「利用できる方」の要件を満たす場合に、現在残高の範囲内での借換可。

◆ 融資限度額：1,000万円 以内

◆ 返済期間：5年以内（据置6か月以内を含む）

◆ 事業者利率：0%（契約利率2.0% 区負担利率2.0%）

◆ 保証人：法人は原則代表者個人、個人は原則不要
（金融機関・保証協会の審査により追加が必要な場合あり）

◆ 信用保証：必要

◆ 信用保証料：小規模企業者に該当する場合、東京都から保証料の1/2を補助します。
小規模企業者に該当しない場合、世田谷区から保証料の1/2を補助します。
（この場合は、信用保証協会に信用保証料支払後、別途本人から区へ補助申請手続きが必要です）

◆ 担保：原則不要

裏面あり

申し込みに必要なもの

(その他の追加書類を依頼する場合があります。)

金融機関に代行申請を依頼または郵送してください。

	法人	個人
1	発行受付票 (世田谷区ホームページからダウンロード可能)	
2	あっせん申込書 (中東情勢対応緊急資金専用: 4枚) (世田谷区ホームページからダウンロード可能)	
3	確定申告書・決算書 (写) 前期の法人税確定申告書・決算書 (一式・全ページ) (写) (※1)	令和7年分 (令和8年分申告終了の場合は8年分。 令和9年3月16日以降の申込は8年分必須) の所得 税確定申告書及び青色申告決算書又は白色申 告収支内訳書一式 (写) (※1)
4	最近1年間の下記税金の領収書又は納税証明書 (写) 法人住民税・法人事業税 (前期分)	
5	【 運転・借換共通 】売上高比較表 (所定様式) <u>※税理士の登録番号・署名・押印必要 (原本)</u> ・中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響により、(ア)申込月の前々月から申 込月までの3か月間の売上高が、前年同期比20%以上減少している、または(イ)申込月の前 月から申込月翌月までの3か月間の売上高が、前年同期比20%以上減少していること (申込 前々月・前月と前年同期は売上高実績であること) ・中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けている理由を <u>具体的に記載すること</u> 。 (※税理士を利用していない場合は、お問い合わせください)	
6	【 借換の場合 】借入残高確認表 (所定用紙)	
7	履歴事項全部証明書 (3か月以内に発行のもの) (写)	以下のいずれかのもの (写) ・住民票 (3か月以内に発行のもの) ・マイナンバーカード (表面) ・運転免許証 (両面)
8	【 郵送の場合 】返信用封筒 (角型2号、返信先宛名を明記、切手不要)	

(※1) 電子申告の場合は税務署からの受信通知 (メール詳細) のあるもの。

(種目は、法人: 法人税、個人: 所得税)

上記が用意できない場合は、法人: 法人税の納税証明書 (その2: 法人税)、個人: 所得税の納税証明書 (その2: 所得税)
または税務署で申告の場合に配布する申告日入りのリーフレット (申告書等の提出について)、が必要です。

(※2) 1. 特別区 (市町村) 民税 (申込月10月: 7年度3・4期、8年度1・2期分、申込月11月~1月: 7年度4期分、8年度1~3期分、
申込月2月・3月: 8年度全期分)

※特別区 (市町村) 民税が非課税の場合は、非課税証明書が必要です。

2. 個人事業税 (申込月10・11月: 7年度2期分、8年度1期分、申込月12月~3月: 8年度1・2期分)

※個人事業税は所得額290万円以上の場合、原則として課税されます。

※個人事業税が非課税の場合、最新の確定申告書 (上記) のほかにその前年度の確定申告書及び青色申告決算書または
収支内訳書一式が必要です。

※最新の所得税確定申告書提出後に事業所所在地が変更になった場合、個人事業税申告書変更届 (写) が必要です。

取扱金融機関

(令和8年10月時点)

都市銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行
地方銀行	きらぼし銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、東日本銀行、阿波銀行
信用金庫	さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、芝信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、 昭和信用金庫、目黒信用金庫、世田谷信用金庫、川崎信用金庫
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用組合	全東栄信用組合、共立信用組合、大東京信用組合

申し込み・問い合わせ先

【郵 送 先】 〒154-0004 世田谷区太子堂 2-1 6-7 世田谷産業プラザ 4 階
公益財団法人世田谷区産業振興公社 経営支援係

【問い合わせ先】 TEL 3411-6603 月曜~金曜 (祝日等を除く)
9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)